Hajime Oniki
8/8/2011

周波数オークション制度の導入に関する中間論点整理（案）（2011/8/5）への修正（補足）意見

総務省「周波数オークションに関する懇談会」

2011 年 8 月 8 日

鬼 木　甫

（1）オークション収入の「性質」と使途について

II. 5 ③の「……オークション収入は」に続いて下記を挿入する。

『第一義的には国民全体の所得として計上されるべきものであり、国民への給付や減税あるいは政府』

参考： 挿入後の項目全文

「③ 電波は国民共有の財産であることから、オークション収入は第一義的には国民全体の所得として計上されるべきものであり、国民への給付や減税あるいは政府一般財源として国民全体に還元すべきとの考え方。」

説明： この考え方は筆者がこれまでの会合において口頭表明したものです。

（2）公正競争の確保について

II. 8 (2) の末尾に下記 1 項を加える：

『○ 既存事業者と新規事業者間の公平・公正競争を確保するため、「オークションに依らない周波数帯割当（以下既割当分）をすでに受けている既存事業者は、オークション対象となる周波数帯（以下新割当分）を落札した場合、新割当分の落札単価を既割当分に適用して算定した代価をオークション代価に加えて納入しなければならない。ただし、既割当・新割当の周波数帯が同一目的（たとえば 4G 移動通信）に使用される場合に限る。」のような方策を採用することも考えられるのではないか。』

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/

説明： 上記内容は、第 2 回会合における筆者プレゼンテーション配付資料に入っています（同資料 VIII.D.2.b, pp.13-14）が、時間不足のため口頭説明を省略したものです。なお、同内容のメリットとしては、

(i) 新旧、大小の事業者間で、同一種類のサービスに使用される周波数帯の単価が均一化され、公平競争条件が充足される。

(ii) 既存大規模事業者の資金が既割当分、新割当分の代価として分散されるため、オークション落札単価の高騰を防ぐことができる。

(iii) 事前に既存・新規事業者間で周波数帯を区分してオークションに付する方策だと、適切な区分点を見出すことが困難なため、事後的に両者間で過不足を生ずる可能性がある。しかしながら本方策では事業者の経済条件に応じて区分点が定められる。

を挙げることができます。なお下記は本方策の説明用例示です。

例示：

4G 移動通信	既存事業者	新規事業者
既割当分 （2G/3G 等からの転用）	20MHz	0MHz
新割当分 （オークション落札）	30MHz	15MHz
落札価格	300 億円	150 億円
落札単価	10 億円／MHz	10 億円／MHz
支払額	500 億円 ＝10 億円・（30＋20）MHz	150 億円 ＝10 億円・（15＋0）MHz

oniki@alum.mit.edu
http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/